

(H27)

改 定	現 行	備 考																																																								
<p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第1節 共 通</p> <p>1-1 打合せ等</p> <p style="text-align: right;">(1業務当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">打合せ</td> <td>業 務 着 手 時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>(対面)</td> </tr> <tr> <td>中 間 打 合 せ</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1回当たり(対面)</td> </tr> <tr> <td>成 果 物 納 入 時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>(対面)</td> </tr> <tr> <td>関係機関打合せ協議</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td></td> <td></td> <td>1機関当たり(対面)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 各節に定めのある場合は、それによる。 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含むものとする。 3. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。 4. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数(5回を標準)を計上する。 なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。 5. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。</p>	区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備 考	打合せ	業 務 着 手 時	0.5	0.5	0.5	(対面)	中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5	1回当たり(対面)	成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5	(対面)	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1機関当たり(対面)	<p>第1章 調査、計画標準歩掛</p> <p>第1節 共 通</p> <p>1-1 打合せ等</p> <p style="text-align: right;">(1業務当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">打合せ</td> <td>業 務 着 手 時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>(対面)</td> </tr> <tr> <td>中 間 打 合 せ</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1回当たり(対面)</td> </tr> <tr> <td>成 果 物 納 入 時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>(対面)</td> </tr> <tr> <td>関係機関打合せ協議</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td></td> <td></td> <td>1機関当たり(対面)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 各節に定めのある場合は、それによる。 2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度)を含むものとする。 3. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。 4. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数を計上する。 なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。 5. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とする。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。</p>	区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備 考	打合せ	業 務 着 手 時	0.5	0.5	0.5	(対面)	中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5	1回当たり(対面)	成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5	(対面)	関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1機関当たり(対面)	
区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備 考																																																					
打合せ	業 務 着 手 時	0.5	0.5	0.5	(対面)																																																					
	中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5	1回当たり(対面)																																																					
	成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5	(対面)																																																					
関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1機関当たり(対面)																																																					
区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備 考																																																					
打合せ	業 務 着 手 時	0.5	0.5	0.5	(対面)																																																					
	中 間 打 合 せ	0.5	0.5	0.5	1回当たり(対面)																																																					
	成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	0.5	(対面)																																																					
関係機関打合せ協議	0.5	0.5			1機関当たり(対面)																																																					

(H27)

改 定	現 行	備 考
<p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-1 適用範囲 (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。 (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80kmまでのものとする。</p> <p>2-2 業務費の構成</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容 (1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。 1) 直接人件費 直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。 2) 材料費 材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。 3) 機械経費 機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。 4) 直接経費 ① 旅費交通費 当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。 ② 安全費 安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。 ③ 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ④ その他 機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。</p>	<p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-1 適用範囲 (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。 (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80kmまでのものとする。</p> <p>2-2 業務費の構成</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容 (1) 直接調査費 直接調査費は、次の各項目について計上する。 1) 直接人件費 直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。 2) 材料費 材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。 3) 機械経費 機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。 4) 直接経費 ① 旅費交通費 当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。 ② 安全費 安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。 ③ その他 機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。</p>	

(H27)

改 定	現 行	備 考
<p>5)技術管理費 技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、その積算に際しては「測量業務積算基準」を準用するものとする。また、精度管理費係数の値は「河川測量」の値を準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>1)一般管理費 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2)付加利益 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>2-4 業務費の積算方式 業務費は、次式によって積算する。 $\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接調査費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接調査費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\}] \times \{1 + (\text{消費税})\} \end{aligned}$ 諸経費 諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。</p> <p>2-5 業務内容 (1) 調査業務の構成</p> <pre> 洪水痕跡調査業務 ├── 打合せ ├── 計画準備 ├── 現地踏査 ├── 現地確認作業 ───┬── 痕跡の確認、痕跡状況写真撮影 │ ├── 痕跡のマーキング │ └── 痕跡位置の平面図への記入 ├── 痕跡測量 ───┬── 直接測量 │ └── 間接測量 ├── 痕跡図及び写真集の作成 ───┬── 河川平面図 │ ├── 河川縦断面図 │ ├── 河川横断面図 │ └── 痕跡状況写真集 └── 点検整理 </pre>	<p>5)技術管理費 技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、「測量業務積算基準」を準用するものとする。 ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。</p> <p>(2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>1)一般管理費 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2)付加利益 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>2-4 業務費の積算方式 業務費は、次式によって積算する。 $\begin{aligned} \text{業務費} &= (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{直接調査費}) + (\text{諸経費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接調査費}) \times \{1 + (\text{諸経費率})\}] \times \{1 + (\text{消費税})\} \end{aligned}$ 諸経費 諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。</p> <p>2-5 業務内容 (1) 調査業務の構成</p> <pre> 洪水痕跡調査業務 ├── 打合せ ├── 計画準備 ├── 現地踏査 ├── 現地確認作業 ───┬── 痕跡の確認、痕跡状況写真撮影 │ ├── 痕跡のマーキング │ └── 痕跡位置の平面図への記入 ├── 痕跡測量 ───┬── 直接測量 │ └── 間接測量 ├── 痕跡図及び写真集の作成 ───┬── 河川平面図 │ ├── 河川縦断面図 │ ├── 河川横断面図 │ └── 痕跡状況写真集 └── 点検整理 </pre>	

(H27)

改 定	現 行	備 考
<p>(2) 打合せ等 打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。 中間打合せの回数は5回を標準とするが、必要に応じて中間打合せ回数を増減することができるものとする。</p> <p>(3) 計画準備 業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等の計画準備である。</p> <p>(4) 現地踏査 現地踏査は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための事前調査である。</p> <p>(5) 現地確認作業 現地確認作業は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、確認された痕跡位置にマーキングをし、貸与された平面図にその位置を記入するものである。また併せて痕跡状況写真の撮影を行う。</p> <p>(6) 痕跡測量 痕跡測量は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）とし、測点間隔は200mを標準とする。</p> <p>(7) 痕跡図及び写真集の作成 貸与された図面に、痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成する。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。 1) 河川平面図 河川平面図に洪水痕跡線を記入する。 2) 河川縦断面図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川縦断面図に左右岸別の縦断痕跡線を記入する。 3) 河川横断面図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川横断面図に痕跡水位を記入する。 4) 痕跡状況写真集 痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。</p> <p>(8) 点検整理 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものである。</p>	<p>(2) 打合せ等 打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。 業務着手時、中間打合せ（1回）、成果物納入時の計3回を標準とするが、必要に応じて中間打合せ回数を増減することができるものとする。</p> <p>(3) 計画準備 業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等の計画準備である。</p> <p>(4) 現地踏査 現地踏査は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための事前調査である。</p> <p>(5) 現地確認作業 現地確認作業は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、確認された痕跡位置にマーキングをし、貸与された平面図にその位置を記入するものである。また併せて痕跡状況写真の撮影を行う。</p> <p>(6) 痕跡測量 痕跡測量は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）とし、測点間隔は200mを標準とする。</p> <p>(7) 痕跡図及び写真集の作成 貸与された図面に、痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成する。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。 1) 河川平面図 河川平面図に洪水痕跡線を記入する。 2) 河川縦断面図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川縦断面図に左右岸別の縦断痕跡線を記入する。 3) 河川横断面図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき、河川横断面図に痕跡水位を記入する。 4) 痕跡状況写真集 痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。</p> <p>(8) 点検整理 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものである。</p>	

(H27)

改 定	現 行											備 考					
(削除)	作業工程 及び 標準作業量		機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成								
			名 称	規 格	単 位	数 量	項 目	備 考	品 名	規 格	単 位	数 量		摘 要			
	現地踏査 10km当り		ライトハン	1.5L	台日	0.5			カーソリン		リ	2.6	2.6リ*1.0h				
			ライトハン	1.5L	台時	1.0			雑 品		式	1					
			雑 器 材		式	1											
			各費目の直接人件費に対する割合														
			費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要					
			機械経費		3.5%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%				
	現地確認作業 10km当り		ライトハン	1.5L	台日	1.5			木 杭	4.5*4.5*45	本	51					
			ライトハン	1.5L	台時	3.0			カーソリン		リ	7.8	2.6リ*3.0h				
			雑 器 材		式	1			雑 品		式	1					
			各費目の直接人件費に対する割合														
			費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要					
			機械経費		2.5%		通信運搬費等		0%		材料費		5.0%				
	痕跡測量		直接測量 10km当り		ライトハン	1.5L	台日	3.0			カーソリン		リ	15.6	2.6リ*6.0h		
					ライトハン	1.5L	台時	6.0			雑 品		式	1			
					レベル	3級	台日	3.0									
					雑 器 材		式	1									
			各費目の直接人件費に対する割合														
					費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要			
					機械経費		4.0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%		
			間接測量 10km当り		ライトハン	1.5L	台日	2.0			カーソリン		リ	10.4	2.6リ*4.0h		
	ライトハン	1.5L			台時	4.0			雑 品		式	1					
	トータルステーション	3級			台日	2.0											
雑 器 材		式			1												
各費目の直接人件費に対する割合																	
		費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要						
		機械経費		4.0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.0%					
痕跡図及び 写真集の作成 1業務当り								雑 品		式	1						
		各費目の直接人件費に対する割合															
		費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要						
		機械経費		0%		通信運搬費等		0%		材料費		1.5%					
点検整理 10km当り								雑 品		式	1						
		各費目の直接人件費に対する割合															
		費 目	割 合		費 目	割 合		費 目	割 合		摘 要						
		機械経費		0%		通信運搬費等		0%		材料費		5.0%					

(H27)

改 定	現 行	備 考																																																																
<p>第3節 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）</p> <p>3-1 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務積算基準</p> <p>3-1-1 適用範囲</p> <p>この積算基準は、河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査編)を業務委託により実施する場合に適用する。</p> <p>調査の内容は、「平成16年度 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)（河川空間利用実態調査編）国土交通省河川局河川環境課」（以下「マニュアル案」という。）によるものとする。</p> <p>調査実施日は、表3.1を基準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 調査実施日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th colspan="2">実 施 日</th> <th>河川空間利用者数調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">春季</td> <td rowspan="2">休日</td> <td>4月29日（昭和の日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5月5日（こどもの日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>5月の第3月曜日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏季</td> <td>休日</td> <td>7月の最終日曜日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>7月の最終日曜日の翌日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>休日</td> <td>11月3日（文化の日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>休日</td> <td>成 人 の 日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>7回</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1-3 業務の構成</p> <p>(1) 計画準備 計画準備では、第1回打合せに先立ち業務全般を見通し、調査の要点を確認し、業務計画書を作成する。</p> <p>(2) 打合せ 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納品時に行う。</p> <p>(3) 河川空間利用実態調査 河川空間利用実態調査とは、マニュアル案に基づく河川空間の利用者数の実態調査とその集計を行うまでの業務である。</p> <p>(4) 水系様式の作成 水系様式の作成は、マニュアル案に基づくとりまとめを水系単位で実施し、水系ごとに様式を作成するまでの業務である。</p> <p>3-1-4 歩掛使用上の留意点</p> <p>(2) 打合せ等 打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。 中間打合せの回数は5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p> <p>第4節 道路施設点検業務</p> <p>4-1 道路防災カルテ点検業務積算基準</p> <p>4-1-5 標準歩掛</p> <p>(2) 打合せ 中間打合せの回数は5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p>	季節	実 施 日		河川空間利用者数調査	春季	休日	4月29日（昭和の日）	○	5月5日（こどもの日）	○	平日	5月の第3月曜日	○	夏季	休日	7月の最終日曜日	○	平日	7月の最終日曜日の翌日	○	秋季	休日	11月3日（文化の日）	○	冬季	休日	成 人 の 日	○	計			7回	<p>第3節 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）</p> <p>3-1 河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査）業務積算基準</p> <p>3-1-1 適用</p> <p>この積算基準は、河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査編)を業務委託により実施する場合に適用する。</p> <p>調査の内容は、「平成16年度 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)（河川空間利用実態調査編）国土交通省河川局河川環境課」（以下「マニュアル案」という。）によるものとする。</p> <p>調査実施日は、表3.1を基準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 調査実施日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季節</th> <th colspan="2">実 施 日</th> <th>河川空間利用者数調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">春季</td> <td rowspan="2">休日</td> <td>4月29日（昭和の日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5月5日（こどもの日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>5月の第3月曜日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏季</td> <td>休日</td> <td>7月の最終日曜日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>7月の最終日曜日の翌日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>休日</td> <td>11月3日（文化の日）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>休日</td> <td>成 人 の 日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>7回</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-1-3 業務の構成</p> <p>(1) 計画準備 計画準備では、第1回打合せに先立ち業務全般を見通し、調査の要点を確認し、業務計画書を作成する。</p> <p>(2) 打合せ 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納品時に行う。</p> <p>(3) 河川空間利用実態調査 河川空間利用実態調査とは、マニュアル案に基づく河川空間の利用者数の実態調査とその集計を行うまでの業務である。</p> <p>(4) 水系様式の作成 水系様式の作成は、マニュアル案に基づくとりまとめを水系単位で実施し、水系ごとに様式を作成するまでの業務である。</p> <p>3-1-4 歩掛使用上の留意点</p> <p>(2) 打合せ等 打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。 中間打合せの回数は各季で1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p> <p>第4節 道路施設点検業務</p> <p>4-1 道路防災カルテ点検業務積算基準</p> <p>4-1-5 標準歩掛</p> <p>(2) 打合せ 中間打合せの回数は1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p>	季節	実 施 日		河川空間利用者数調査	春季	休日	4月29日（昭和の日）	○	5月5日（こどもの日）	○	平日	5月の第3月曜日	○	夏季	休日	7月の最終日曜日	○	平日	7月の最終日曜日の翌日	○	秋季	休日	11月3日（文化の日）	○	冬季	休日	成 人 の 日	○	計			7回	
季節	実 施 日		河川空間利用者数調査																																																															
春季	休日	4月29日（昭和の日）	○																																																															
		5月5日（こどもの日）	○																																																															
	平日	5月の第3月曜日	○																																																															
夏季	休日	7月の最終日曜日	○																																																															
	平日	7月の最終日曜日の翌日	○																																																															
秋季	休日	11月3日（文化の日）	○																																																															
冬季	休日	成 人 の 日	○																																																															
計			7回																																																															
季節	実 施 日		河川空間利用者数調査																																																															
春季	休日	4月29日（昭和の日）	○																																																															
		5月5日（こどもの日）	○																																																															
	平日	5月の第3月曜日	○																																																															
夏季	休日	7月の最終日曜日	○																																																															
	平日	7月の最終日曜日の翌日	○																																																															
秋季	休日	11月3日（文化の日）	○																																																															
冬季	休日	成 人 の 日	○																																																															
計			7回																																																															

(H27)

改 定	現 行	備 考
<p>4-2 橋梁定期点検業務積算基準</p> <p>4-2-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費 (積上計上分) 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費 (積上計上分) は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。 (a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。 (b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>e 仮設費 仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。</p> <p>(ハ) 直接経費 (積上計上するものを除く) 直接経費 (積上計上分) 以外の直接経費とする。</p> <p>ロ. 間接原価 間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>※その他原価は直接経費 (積上計上するものを除く) 及び間接原価からなる。</p> <p>ハ. 一般管理費等 一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。</p>	<p>4-2 橋梁定期点検業務積算基準</p> <p>4-2-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費 直接経費は、業務に必要な経費のうち次の a から e までに掲げるものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。 (a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。 (b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>e 仮設費 仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。</p> <p>(新規)</p> <p>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p>ロ. その他原価 その他原価は「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>ハ. 一般管理費等 一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。</p>	

(H27)

改 定	現 行	備 考																																																																																																				
<p>4-2-5 標準歩掛</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 定期点検</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="4">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上記歩掛は、健全性の診断を含まない点検調書(1)～(9)の作成を行う歩掛である。健全性の診断を行い、点検調書(10)、(11)の作成を行う場合については、別途計上する。</p> <p>2. 定期点検と同時に第三者被害予防措置を実施した場合は、第三者被害予防措置の調書作成を別途計上する。</p> <p>3. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。</p> <p>4. 定期点検面積が300㎡を超える場合の下限値は1.6日とする。</p> <p>5. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。</p> $D = a \times A_1 + b$ <p>A₁: 定期点検面積(㎡/橋) A₁ = 橋長 × 全幅員(地覆外縁間距離)</p> <p>表4.5 定期点検の点検調書作成の変数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期点検の点検調書作成</td> <td>定期点検面積 A₁ ≤ 300 ㎡</td> <td>0.0037</td> <td>0.47</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期点検面積 A₁ > 300 ㎡</td> <td>0.0016</td> <td>0.89</td> <td>D=1.6 日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="4">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者被害予防措置の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。</p> <p>2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>3. 打音検査面積が10,000㎡/橋を超えるものについては別途計上する。</p> <p>第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。</p> $D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$ <p>A₂: 打音検査面積(㎡/橋)</p>	区 分	職 種	直 接 人 件 費				主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	定期点検の点検調書作成				0.5	1.0	1.0			a	b	備 考	定期点検の点検調書作成	定期点検面積 A ₁ ≤ 300 ㎡	0.0037	0.47		定期点検面積 A ₁ > 300 ㎡	0.0016	0.89	D=1.6 日以上	区 分	職 種	直 接 人 件 費				主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	第三者被害予防措置の点検調書作成				1.0	1.0	0.5	<p>4-2-5 標準歩掛</p> <p>(6) 点検調書作成</p> <p>1) 定期点検</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="4">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期点検の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 定期点検と同時に第三者被害予防措置を実施した場合は、第三者被害予防措置の調書作成を別途計上する。</p> <p>2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。</p> <p>3. 定期点検面積が300㎡を超える場合の下限値は1.6日とする。</p> <p>4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。</p> $D = a \times A_1 + b$ <p>A₁: 定期点検面積(㎡/橋) A₁ = 橋長 × 全幅員(地覆外縁間距離)</p> <p>表4.5 定期点検の点検調書作成の変数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期点検の点検調書作成</td> <td>定期点検面積 A₁ ≤ 300 ㎡</td> <td>0.0037</td> <td>0.47</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期点検面積 A₁ > 300 ㎡</td> <td>0.0016</td> <td>0.89</td> <td>D=1.6 日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 第三者被害予防措置</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="4">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者被害予防措置の点検調書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。</p> <p>2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>3. 打音検査面積が10,000㎡/橋を超えるものについては別途計上する。</p> <p>第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。</p> $D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$ <p>A₂: 打音検査面積(㎡/橋)</p>	区 分	職 種	直 接 人 件 費				主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	定期点検の点検調書作成				0.5	1.0	1.0			a	b	備 考	定期点検の点検調書作成	定期点検面積 A ₁ ≤ 300 ㎡	0.0037	0.47		定期点検面積 A ₁ > 300 ㎡	0.0016	0.89	D=1.6 日以上	区 分	職 種	直 接 人 件 費				主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	第三者被害予防措置の点検調書作成				1.0	1.0	0.5	
区 分			職 種	直 接 人 件 費																																																																																																		
	主任技師	技師A		技師B	技師C	技術員																																																																																																
定期点検の点検調書作成				0.5	1.0	1.0																																																																																																
		a	b	備 考																																																																																																		
定期点検の点検調書作成	定期点検面積 A ₁ ≤ 300 ㎡	0.0037	0.47																																																																																																			
	定期点検面積 A ₁ > 300 ㎡	0.0016	0.89	D=1.6 日以上																																																																																																		
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																
第三者被害予防措置の点検調書作成				1.0	1.0	0.5																																																																																																
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																
定期点検の点検調書作成				0.5	1.0	1.0																																																																																																
		a	b	備 考																																																																																																		
定期点検の点検調書作成	定期点検面積 A ₁ ≤ 300 ㎡	0.0037	0.47																																																																																																			
	定期点検面積 A ₁ > 300 ㎡	0.0016	0.89	D=1.6 日以上																																																																																																		
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																
第三者被害予防措置の点検調書作成				1.0	1.0	0.5																																																																																																

(H27)

改 定	現 行	備 考																																		
<p>(7) 報告書作成</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">主任技師</th> <th style="text-align: center;">技師A</th> <th style="text-align: center;">技師B</th> <th style="text-align: center;">技師C</th> <th style="text-align: center;">技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">報 告 書 作 成</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う橋梁の場合は1橋とする。 2. 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。 $D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$ N : 実橋梁数(橋)</p> <p>(8) 打合せ 中間打合せは5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p>	区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費					主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5	<p>(7) 報告書作成</p> <p style="text-align: right;">(1日当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分 \ 職 種</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">直 接 人 件 費</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">主任技師</th> <th style="text-align: center;">技師A</th> <th style="text-align: center;">技師B</th> <th style="text-align: center;">技師C</th> <th style="text-align: center;">技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">報 告 書 作 成</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う橋梁の場合は1橋とする。 2. 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。 $D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1$ N : 実橋梁数(橋)</p> <p>(8) 打合せ 中間打合せは1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。</p>	区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費					主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5	
区 分 \ 職 種		直 接 人 件 費																																		
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																															
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5																															
区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費																																			
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																															
報 告 書 作 成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.5																															

(H27)

改 定	現 行	備 考																																													
第5節 機械経費等 5-1 機械経費, 通信運搬費等, 材料費 (1) 調査・計画業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">作業</th> <th style="width: 30%;">作業名</th> <th style="width: 10%;">機械経費率</th> <th style="width: 10%;">通信運搬費等率</th> <th style="width: 10%;">材料費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">洪水痕跡調査業務</td> </tr> <tr> <td>1)</td> <td>現地踏査 10km 当り</td> <td>3.5%</td> <td>0.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2)</td> <td>現地確認作業 10km 当り</td> <td>2.5%</td> <td>0.0%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td>3-1)</td> <td>痕跡測量 直接測量 10km 当り</td> <td>4.0%</td> <td>0.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>3-2)</td> <td>痕跡測量 間接測量 10km 当り</td> <td>4.0%</td> <td>0.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>4)</td> <td>痕跡図及び写真集の作成 1業務当り</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>5)</td> <td>点検整理 10km 当り</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率	洪水痕跡調査業務					1)	現地踏査 10km 当り	3.5%	0.0%	1.0%	2)	現地確認作業 10km 当り	2.5%	0.0%	5.0%	3-1)	痕跡測量 直接測量 10km 当り	4.0%	0.0%	1.0%	3-2)	痕跡測量 間接測量 10km 当り	4.0%	0.0%	1.0%	4)	痕跡図及び写真集の作成 1業務当り	0.0%	0.0%	1.5%	5)	点検整理 10km 当り	0.0%	0.0%	5.0%						(新設)	
作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率																																											
洪水痕跡調査業務																																															
1)	現地踏査 10km 当り	3.5%	0.0%	1.0%																																											
2)	現地確認作業 10km 当り	2.5%	0.0%	5.0%																																											
3-1)	痕跡測量 直接測量 10km 当り	4.0%	0.0%	1.0%																																											
3-2)	痕跡測量 間接測量 10km 当り	4.0%	0.0%	1.0%																																											
4)	痕跡図及び写真集の作成 1業務当り	0.0%	0.0%	1.5%																																											
5)	点検整理 10km 当り	0.0%	0.0%	5.0%																																											